

平成二十三年三月定例会

悪臭問題特別委員会報告

平成二十三年三月二十四日

悪臭問題特別委員会並びに同委員会協議会における調査及び活動等の概要につきましては、平成二十一年三月定例会、及び平成二十二年三月定例会において、当特別委員会、並びに同委員会協議会の調査及び活動等の内容についてご報告したところであります。

本日は、特別委員会のこれまでの活動を総括し、委員会としての所見を申し上げます。

当特別委員会は、堆肥製造事業所、養豚事業所の両企業の活動に伴って発生するにおいが、市内の広範囲の地域に到達し、大きな社会問題となっていることから、悪臭の防止について、特に調査・研究を行うことを目的として平成二十年十二月定例会において設置したものであります。

これまで、当特別委員会では、両事業所の現地視察をはじめ、両事業者を参考人として招致し、改善を促すとともに実態の把握に努めてまいりました。

また、堆肥製造事業者の許可権者が県であることから県議会議員、県当局を交えて協議を行い、県に意見書を提出してまいりました。

さらには、当特別委員会の呼びかけにより、臭気全般に関する知識の修得を目的として、におい・かおり環境協会の会長を講師とし、議員研修会を開催、金山町の養豚事業場の先進事例の視察、南原コミュニティセンターへ出向き地元住民との懇談会の開催、養豚事業所及び堆肥製造事業所からの悪臭被害の現状をお伺いするため、被害にあわれているお宅へ直接お伺いするなど、種々積極的に活動してまいりました。

委員会の席上、養豚事業者に対しては、悪臭被害に対する認識不足、悪臭問題に対する当事者としての責任感の欠如、問題に取り組む姿勢など、その企業体質をただすとともに悪臭問題を早期に解決するため改善を図るよう要望し、市当局においては、悪臭防止法に基づき改善勧告を実施するなど、指導をおこなってまいりました。

このことを受け、当該事業所では堆肥製造を中止し、さらには多額の設備投資を行い縦型密閉コンポストの脱臭装置を変更するなどさまざまな対策を実施してまいりました。

しかしながら、その脱臭装置については、期待される効果を発揮しておらず、悪臭被害は近隣をはじめとして広範囲において、今なお常態化しております。

一方の堆肥製造事業所については、許可権者である県当局に対し、強い監督指導を行うよう再三にわたり要望してまいりました。

県当局は、当該事業所に対して、廃棄物処理法に基づき立入検査を実施し、原料である廃棄物の適正処理を指導してまいりました。

また、事業者と市が締結した悪臭公害防止協定の立会人ともなり、市と連携して、脱臭装置の設置や施設ろっせいからの臭気漏洩防止など、効果的な対策が講じられるよう事業者の指導を行ってまいりました。

当該事業所は、これまで県当局及び市当局の指導のもと、多額の設備投資を行い薬液洗浄方式による脱臭装置を設置し、その後も煙突の嵩上げや煙突口径を小さくして、排気ガスの排出速度を上げるなど臭気の拡

散効果を高めるため、各種変更を実施し、加えて、施設の開閉時間の短縮を図るため搬入搬出口に電動シートシャッターを設置するなどさまざまな対策を実施してまいりました。

当特別委員会でも現地視察において、その効果を確認し、悪臭は一定程度低減されたものと認識しております。

そして、この度、当該事業所は、更なる対策として、脱臭装置を二段階に改造し、脱臭能力の増強を図る意思を表明するに至りました。今後は、脱臭装置の早期着工、早期始動を求めていく必要があります。

悪臭は騒音や振動とともに、主に感覚的・心理的な被害を与える感覚公害であり、その対応を難しくしている要因であるので、両事業所においては、特に被害を受けている地元住民に対し、企業活動に伴って発生する悪臭の原因を科学的な検証に基づき、十分な説明を行うとともに、問題の解決に向け企業としての社会的・道義的責任のもと誠意ある態度で理解を求めていく努力をすべきであります。

悪臭問題は、いまだ、全面解決に至っておらず、早期解決を望む住民の期待に応えられない結果に終わっていることは、当特別委員会としては、誠に残念な思いであります。

しかし、全面解決へはまだ道半ばではありますが、「当たり前前の生活を取り戻す。」このことに向け、一歩ずつ着実に歩みだしていることは間違いがないものと認識しております。

春は穏やかな陽気と新緑に誘われ、夏は夕涼みが心地よく、色づく稲穂に秋の訪れを感じ、秋の夜長を過ごす。それぞれの場面で、それぞれの家庭で、笑顔で食卓を囲み、季節の行事を営む。そんなささやかな家族団らんの場を、そして、米沢の観光を楽しみにして来られたお客様の期待を、漂う悪臭が台無しにしています。

この現状を一刻も早く打開すべきであります。

悪臭苦情を訴える市民は、いたずらに豊かさを求め

快適な暮らしを追求しているわけではありません。悪臭のない、さわやかな空気で生活がしたい。ただ、その一点であります。

地元住民の皆様への訴えは大変切実なものであります。

結びに、この問題の解決に向けて前進するためには、両企業の不断の努力が不可欠なのは言うまでもないこととあります。

良好な生活環境の確保のために、市・県当局や南原地区自然環境保全推進協議会等の関係機関とも連携を図りながら、引き続き努力していくことを市議会全体の総意として申し上げ委員長報告といたします。